

別表

第 1 事業内容	第 2 補助対象経費の範囲	第 3 補助金額	第 4 補助率
生産から現地販売までの一気通貫したサプライチェーンを確立するため、地域の関係者で組織する輸出推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応したグローバルに通用する持続的な生産への転換や流通体系の転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル形成等を推進する以下の 1 から 3 の取組への支援を実施する。 1 プロジェクトの管理・運営 補助事業者は、次の事業を行うものとする。 2 の（1）及び（2）の事業（以下「プロジェクト」という。）を実施する間接補助事業者の公募選考会の開催、本事業の管理運営、G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）等との連携によるプロジェクトのサポート、プロジェクトの進捗状況に係る意見交換等の企画運営や進捗状況の整理、プロジェクト成果の調査分析、大規模輸出産地モデルの他地域への横展開や海外への発信等を図るための都道府県等との連携体制の構築や成果発表会の実施等及び 3 の事業を実施する間接補助事業者の補助金の交付、本事業の管理運営等 2 大規模輸出産地モデル形成等支援の実施 補助事業者は、採択された間接補助事業者に対して（1）及び（2）の事業について、その要する経費を補助するものとする。 なお、（1）の事業のみ実施する間接補助事業者は補助対象外とする。 （1）地域の関係者による輸出推進体制の組織化 生産から現地販売まで一気通貫したサプライチェーンを確立するため、輸出産地・事業者、都道府県、J A 系統、輸出商社、物流業者、コンサル等のプロジェクトのコーディネート、農業者等への技術指導、販路開拓を行う者が参画した輸出推進体制を組織化するとともに、本事業で取り組む品目において輸出支援プラットフォームや G F P 等と連携した出口を見据えた商流構築や販路開拓を行う取組、大規模な輸出産地のモデルを構築するための関係者との連絡調整を行う取	人件費、謝金、賃金、旅費、招へい者の活動費、保険費、賃借料、通信運搬費、印刷製本費、資料購入費、資機材費、消耗品費、研修等参加費、輸送・保管費、役務費、広報費、会場装飾費・使用料、委託費、データベースライセンス費等	416,477 千円以内 上限額は、20,000 千円以内 上限額は、396,477 千円以内	定額 定額 （1 事業実施地区当たりの国庫補助金額については、30 百万円を上限とする。ただし、リース費に係る費用は、本事業の事業実施年度に要した経費に限る。）

組。 なお、販路開拓を行う場合、海外で実施する取組については、輸出支援プラットフォーム等と連携して行う、真に安定的・継続的な販路の開拓に資する取組であって、かつ、販路開拓の効果が分析可能な取組に限り支援の対象とする。ただし、販路開拓に要する国庫補助金額は、国庫補助金合計の20%を超える取組は本事業の対象とならない。 (2) 生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル形成 間接補助事業者は、(1)の推進体制の下で下記の取組を実施する。 ア 生産体系の転換 マーケットインの発想に基づき、規制や大ロット・周年供給等の輸出先国・地域のニーズを踏まえ、 ①大規模な有機農法への転換や使用農薬の見直しなど輸出向け生産への産地転換等の取組 ②耕作放棄地の活用等による輸出向け生産のための規模拡大や、コスト低減等のための新品種・新技術導入の取組 ③輸出向け生産に向けた意識改革や技術取得等のために必要な人材育成 イ 集荷、船積み方法の転換 コールドチェーンを確保した集荷方法の確立、輸送コスト軽減のための混載を前提とした集荷・流通体系の構築等、集荷・流通方法の転換の取組等、産地と海外が結びつく、大規模輸出産地のモデルを形成する間接補助事業者とその参画事業者が実施する取組。 なお、生産体系の転換や流通体系の転換といった輸出産地形成のための転換を実施しない取組は、本事業の支援の対象とならない。 3 輸出産地形成事業計画実行等支援の実施 補助事業者は、採択された間接補助事業者に対して(1)から(3)の事業について、その要する経費を補助するものとする。 (1) 生産・加工等の体制構築支援 輸出産地形成の実現に必要な①人材の育成、②農薬規制、動植物検疫、GAPの取組、HACCP等の導入、FSMA(米			定額 (1事業実施地区当たりの国庫補助金額については、4.2百万円を上限とする。)
---	--	--	---

国における食品安全強化法）への対応のための調査、③ほ場の改良や生産・加工現場の規制に対する調査等を行う取組等 （２）輸出事業計画の事業効果の検証・改善支援 海外市場のニーズ、需要に応じたロットの確保、輸出先国の求める農薬規制・衛生管理等に対応した生産・加工体制を構築するために作成する輸出事業計画の実効性を高めるため、海外バイヤー等の招へいによるほ場や生産・加工現場の確認、テスト輸送・テスト販売等による検証・改善を実施するＰＤＣＡサイクルを回す取組等 （３）本事業の趣旨に資する取組（（１）及び（２）に該当しない取組）			
--	--	--	--